

札幌市南区民センターの管理に関する協定における新型コロナウイルス感染症拡大に関する 確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市南区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少又は経費の増加があったため、これに相当するものとして、甲は乙に対し「金 2,018,173 円」を支払う。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

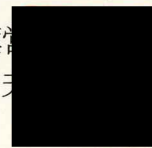
上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 2 年 10 月 14 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南 2 条西 10 丁目
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会
代表者 委員長 山内 睦夫



札幌市南区民センターの管理に関する協定における新型コロナウイルス感染症拡大に関する 確認書

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」という。）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下、「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下、「乙」という。）が締結した札幌市南区民センターの管理に関する協定（以下、「協定」という。）第 7 条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市南区民センター管理業務等仕様書（以下、「仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 業務仕様書第 4-3-(1) の「区民講座」に関して、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあつた場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 2 条 業務仕様書第 4-3-(3) の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあつた場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 3 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 3 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南 2 条西 10 丁目
一般社団法人札幌市区民センター運営
代表者 委員長 山内 睦夫





札幌市南区民センターの管理に関する協定における
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、平成30年3月8日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市南区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第26条、第38条及び別表の規定に基づき、令和2年6月1日から令和3年7月11日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少又は経費の増加があったため、これに相当するものとして、甲は乙に対し「金3,502,486円」を支払う。

第2条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和3年10月21日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南2条西10丁目
一般社団法人札幌市区民センター運
代表者 委員長 山内 睦





札幌市南区民センターの管理に関する協定における
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、平成30年3月8日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市南区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第26条、第38条及び別表の規定に基づき、令和3年7月12日から令和3年10月14日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少又は経費の増加があったため、これに相当するものとして、甲は乙に対し「金12,740円」を支払う。

第2条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。


令和4年1月25日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南2条西10丁目
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会
代表者 委員長 山内 睦夫




**札幌市南区民センターの管理に関する協定における
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書**

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市南区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 7 条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市南区民センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 業務仕様書第 4-3-（1）の「区民講座」に関して、令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、講座を実施する部屋を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 2 条 業務仕様書第 4-3-（3）の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、事業を実施する部屋を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 4 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 4 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南 2 条西 10 丁目
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会
代表者 委員長 山内 睦



札幌市南区民センターの管理に関する協定における費用見直しに関する確認書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、平成30年3月8日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市南区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第26条、第38条及び別表の規定に基づき、令和4年1月から令和4年10月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和4年1月27日から令和4年10月31日までの期間における、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止を理由とした貸室利用のキャンセルに係るキャンセル料返金等対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金271,440円」を支払う。

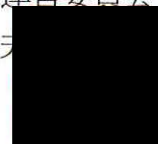
上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和5年3月15日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元克広



(乙) 札幌市中央区南2条西10丁目
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会
代表者 委員長 山内睦夫



**札幌市南区民センターの管理に関する協定における
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書**

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市南区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 7 条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市南区民センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 業務仕様書第 4-3-(3) の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、事業を実施する部屋を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 29 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南 2 条西 10 丁目
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会
代表者 委員長 山内 睦夫

